

児童手当・特例給付を受給されている方は 「現況届」の提出が必要です

児童手当・特例給付を受給している方は、所得状況やお子さんの養育状況の確認のため、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。

◆現況届の手続き

対象の方には、5月下旬に必要な書類を送付しますので、現況届に必要な事項を記入し、6月末までに提出してください。(子育て支援課への郵送での提出も可)

◆手続きに必要なもの

- ① 受給者の健康保険証のコピー(出雲市国民健康保険に加入されている方は、提出不要です)
- ② 印鑑(認印で構いませんが、スタンプ印は不可)
- ③ その他、平成26年度(平成25年分)所得(課税)証明書など、必要な書類の提出をお願いする場合があります。

◆手続きにあたって

※平成25年分の所得等の状況によっては、受給者の変更をお願いすることがあります。(基本的に、父母のうち、所得の高い方が、「生計中心者」として手当を受給することになります)

※現況届を審査した結果、所得制限

限度額以上の場合、「児童手当」の代わりに「特例給付」として、支給対象児童一人当たり月額5千円が支給されます。

※生計中心者が単身赴任などで児童と別居している場合は、生計中心者の「住所地の市区町村」で現況届の提出が必要です。

おたずね

子育て支援課

☎ 09963

※これまで出雲市で手当等を受給されて、新たに公務員(独立行政法人職員、財団等に派遣されている人を除く)になられた方は、出雲市へ「消滅届」の提出をしていただきます。これは、生計中心者が公務員の場合は、勤務先で手当を受給することになるためです。

◆手続きの場所

子育て支援課及び各支所の市民サービス課(平田支所は市民福祉課、斐川支所は健康福祉課)

平成25年度の現況届を未提出の方は、あわせて提出をお願いします。

子育て世帯臨時特例給付金の手続きについては
6ページをご覧ください。

★所得制限

扶養親族の数	限度額目安 (給与収入ベース)
0人	833.3万円
1人	875.6万円
2人	917.8万円
3人	960万円

※世帯合算の所得ではなく、受給される方(生計中心者)の所得のみで判定します。

★支給額

<所得制限未満：児童手当>

児童の年齢	児童一人当たり月額
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上～ 小学校修了前	第1・2子 10,000円
	第3子 15,000円
中学生	一律 10,000円

<所得制限以上：特例給付>

児童の年齢	児童一人当たり月額
0歳～中学生	一律 5,000円

※児童手当での「第1子」「第2子」「第3子」とは、出生から高校卒業までの年齢(18歳の年度末まで)の間にあるお子さんと数えたものです。

7月診療分から、3歳以上就学前のお子さんの医療費が無料になります

区 分		0歳～3歳未満			3歳～小学校就学前		
		通院	入院	薬局等	通院	入院	薬局等
平成26年 6月まで	自己負担額 (負担割合)	無料	無料	無料	医療機関ごとに 1,000円/月まで (1割負担)	医療機関ごとに 2,000円/月まで (1割負担)	無料

制度改正

区 分		0歳～小学校就学前		
		通院	入院	薬局等
平成26年 7月から	自己負担額	無料	無料	無料

乳幼児等医療費助成の対象は、保険診療分のみです。入院時食事療養費や差額室料、文書料、初診時負担金、検診代、予防接種代は助成対象外です。

薬局等とは薬局、柔道整復施術所、はり、きゅう及びあんまマッサージ施術所、治療用装具製作所、訪問看護ステーションのことです。

新「乳幼児等医療費受給資格証」（むらさき色）の交付

6月中旬に送付します。

※0歳から3歳未満の方も有効期限が「就学前まで」に変更となるため、新しい乳幼児等医療費受給資格証（むらさき色）を送付します。

おたずね／子育て支援課（☎21-6963）

6月は環境月間です！

市では、6月第1日曜日（今年は1日）を「市民一斉クリーンデー」としています。6月の環境月間中に町内会などの団体や個人で清掃活動を行いませんか。

ポイ捨てができない環境をつくり、ごみを捨てない気持ちを育みましょう。

「みんなのまちは、みんなできれいに」・「ポイ捨てをなくし、清潔で快適なまちづくり」一斉清掃にご協力ください。

おたずね/環境政策課（☎21-6535）

環境の日・環境月間とは…



6月5日は「環境の日」です。これは、1972年（昭和47年）6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めています。日本では、平成3年度から、6月の1か月間を「環境月間」として、さまざまな取組を行っています。

また、環境省では不法投棄を発生させない環境づくりをさらに強化するための取組として、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの期間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」とし、市では、6月第1日曜日（今年は1日）を「市民一斉クリーンデー」としています。